

# 社会福祉法人労道社 役員・評議員報酬等支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人労道社の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この基準において役員とは、定款第5条の規定に基づいて置かれる理事及び監事をいう。

2 評議員とは定款第5条の規定に基づいて置かれるものをいう。

3 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊料、日当等を含む。)をいう。

5 役員等とは理事、監事、評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 法人は役員等に対し、その職務遂行の報酬を支払う。

(報酬の額及び支給基準)

第4条 役員の報酬額の上限は、評議員会の決議にて決定するものとする。

2 評議員の報酬額の上限は定款第9条に定める上限の範囲内で、評議員会の決議にて決定するものとする。

3 役員等の報酬は別表1に従い支払う。

4 別表1の金額に源泉所得税の金額を加えた額を総支給額とする。

(費用の弁償方法)

第5条 役員等が職務遂行のために遠隔地に出張(理事会、評議員会への出席を含む。)をしたときは、別表2に掲げる基準に基づき旅費(交通費、宿泊料、日当等を含む。)を支払う。

(改正)

第6条 本基準の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

別表1(役員等報酬支給基準)

種別	額	用務
理事	5,000 円	理事会への出席
監事	5,000 円	理事会への出席
評議員	5,000 円	評議員会への出席

別表2(旅費支給基準)

交通手段	移動距離	支給額
自家用車	片道 50km 以上	5,000 円
	片道 10km 以上 50km 未満	1km あたり 20 円とし、 往復距離の実費
公共交通機関	—	往復運賃の実費

附則 この規程は 2017 年 6 月 10 日より適用する。

附則 この規程は 2019 年 4 月 1 日より改正適用する。

附則 この規定は 2019 年 7 月 29 日より改正適用する